

【諮問（個人）第205号】

5 川情個第12号
令和5年10月6日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和4年10月20日付け4川総コ第85号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、不開示部分について、これを取り消し、開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月26日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、「令和4年2月28日に職員が審査請求人に知らせず、医療機関に書かせた給付可否意見書」について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報を「令和4年2月28日付け医療機関で作成された治療材料作成に係る給付可否意見書」とし令和4年2月10日付け及び同月28日付の2枚の給付可否意見書を対象公文書として特定し（以下「本件文書」という。）、令和4年4月12日付け4川多保護第45号で一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年7月6日付けで、「本件処分を取り消す」との裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第205号事件）。
- (4) 本件審査請求は、条例第33条第1項に基づいて行われたものである。当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の条例に基づき審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和4年7月6日付け審査請求書、令和4年9月3日付け反論書及び令和5年8月9日実施の当審査会による口頭意見陳述聴取によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

本件請求により開示された令和4年2月28日付けの給付可否意見書は捏造である。正しい給付可否意見書の開示を求める。給付可否意見書は担当職員が、要保護者である審査請求人に断りや連絡することなく、無断で、眼科に給付可否意見書を書かせ、更に無断で、眼鏡店へ給付可否意見書を持ち込み、審査請求人の希望しない遠用の眼鏡を作成するよう指示したものである。

本件請求により、給付可否意見書が2種類と処方箋が開示された。処方箋は名前以外が黒塗りであるが、令和4年2月28日に審査請求人が眼科で書いてもらったものと文字の配置等から同一のものである。この処方箋は同年2月28日に眼鏡店に持ち込んだ際にコピーしてくれたものである。同年2月10日付けの給付可否意見書は同年2月14日に審査請求人が眼科で書いてもらい、眼鏡店に持ち込んだものである。ところが、同年2月28日の給付可否意見書は内容が書かれていない。このような白紙の給付可否意見書は後からでも簡単に作成できる。同年2月10日のものは手書きで交付番号を変更している。以上のことから同年

2月28日付けの給付要否意見書は捏造である。

4 実施機関の主張要旨

令和4年8月19日付け弁明書及び令和5年6月9日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分において承諾できないとした部分は、条例第17条第1号「個人の評価、診断等に関する情報」該当部分及び条例第17条第3号「本人等以外の個人に関する情報」該当部分である。本件文書は生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号）第3-6「治療材料の給付」における給付要否意見書（治療材料）であり、治療材料の給付の必要性について指定医療機関の医師により記載された意見書である。当該該当部分については、個人の疾病について専門的見地から診察をし、又は検査をした内容を記録したものであり、その内容について開示を行うことで、審査請求人が指定医療機関及び医師に対し、訴えを提起する等の可能性や、開示部分が審査請求人等以外に広く周知される可能性が考えられ、これらのことから、第三者の権利利益を害するとともに今後の生活指導（援助業務）に影響を及ぼすおそれがあり、条例第17条第1号に該当するものとして不開示としたものである。

本件文書には、医師の個人名や医療機関の名称などの本人等以外の個人に関する情報が記載されており、本人等以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第17条第3号に該当するものとして不開示としたものである。

審査請求人は本件処分により交付された文書が捏造であると主張しているが、捏造であると考えた理由については不知である。

- (2) 令和4年2月10日付けの給付要否意見書は同年2月14日に審査請求人が眼科を受診し、医師が記入し、審査請求人が処方箋と共に眼鏡店に持ち込み、見積もりを記載してもらった上で実施機関に提出をした。しかし、給付が不可能な近用眼鏡の見積りであったため、この内容では給付できないと同年2月28日に審査請求人が来所した際に伝えた。その際、審査請求人は遠くを見る眼鏡が必要だと話したので、再度、給付要否意見書の白地を発行することとした。新たな給付要否意見書を渡す前に、審査請求人は自身の判断で医療機関に行き、処方箋を手に入れた。審査請求人からこの処方箋をどうすればよいかと問い合わせがあったため、眼鏡店に提出するように説明をした。この状態では給付要否意見書を欠いている状態のため、担当職員から医療機関に連絡をし、給付要否意見書の記入を依頼したところ、同年2月10日発行の白地のコピーを持っているのでそれに記載するとのことであった。担当職員が医療機関から受理し、眼鏡店に持ち込んだ。この新しい給付要否意見書は交付番号が同年2月14日に作成した近用眼鏡用の給付要否意見書と同一のものになってしまうため、新たな番号付与のため、給付要否意見書の白地を発行した。手書きで交付番号を訂正している記入済みの給付要否意見書と採番の為に発行した白紙の給付要否意見書はセットで一つの給付要否意見書となっている。

5 審査会の判断

(1) 実施機関は、審査請求人による本件請求に対して「令和4年2月28日付け医療機関で作成された治療材料作成に係る給付要否意見書」とし令和4年2月10日付け及び同月28日付けの2枚の給付要否意見書を対象公文書として特定し、その記載の一部については、条例第17条第1号及び第3号に該当するとして、一部開示とする本件処分を行っている。

(2) まず、審査請求人は、本件請求で開示された令和4年2月28日付けの給付要否意見書は捏造であり、正しい給付要否意見書の開示を求める旨の主張をしているため、この点について検討する。

対象公文書は、手書きによる記載があり一部不開示となっている令和4年2月10日付けと、手書きによる記載のない同月28日付けの2枚の給付要否意見書となっている。

この2枚を一对のものとして対象公文書として特定した経緯は、審査の結果、以下のとおりである。

ア 医療機関が令和4年2月10日に給付要否意見書の記載を求められた際コピーとして白紙で保有していたものに、同月28日に医療機関が記載をして実施機関に交付した。

イ 実施機関は、記載された同書面が令和4年2月10日用に採番された書面であったため、令和4年2月28日の給付要否意見書として別途採番する必要があることから、新たな給付要否意見書を作成・採番し、記載済みの令和4年2月10日付け給付要否意見書の番号を手書きで変更し、2枚1組で令和4年2月28日付け給付要否意見書として取り扱うこととした。

したがって、対象公文書として特定された令和4年2月28日付けの給付要否意見書は、手書きの記載のある令和4年2月10日付け書面と手書きの記載のない令和4年2月28日付け書面の2枚となっているが、その特定について誤りはない。

(3) 次に、条例第17条第1号該当性について検討する。

条例第17条第1号は、(本人等の)評価、診断、判定、始動、相談、選考等に関する情報で、開示請求者に知らせないことが正当と認められるものを不開示情報とする。

対象公文書において本件処分によって不開示となった箇所は、確かに本人の医療機関による診断内容が記載されているが、処方箋は審査請求人が医療機関に直接受領して実施機関に提出しており、審査請求人が請求の過程において当然に見ることが可能であった。また、給付要否意見書についても本人が直接確認はする機会はなかったものの、処方箋については直接受領しており、給付要否意見書に記載される診断の内容も本人が知ることによる不利益もなく、本人が当然に知り得た内容も含むものであるから、開示請求者に知らせないことが正当であるとは認められない。

したがって、条例第17条第1号の不開示事由に該当するとは認められない。

(4) さらに、条例第17条第3号該当性について検討する。

条例第 17 条第 3 号は、「本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報とする。ただし、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は除外される（同号ア）。

しかし、給付要否意見書の作成者である医師名及び同医師の名字が記載された印影は、審査請求人本人が現実に関該医療機関に行って受診していることからすれば、審査請求人が容易に認識しうる内容であるため、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報といえる。

したがって、条例第 17 条第 3 号の不開示事由に該当するとは認められない。

以上の理由により、前記 1 に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	石 野 百合子
委 員	嘉 藤 亮
委 員	友 岡 史 仁
委 員	中 島 美砂子